

2007年8月27日

農林水産省からの指示について

当社は、8月24日に、農林水産省関東農政局よりシジミの表示に関する件で、JAS法に基づく指示を受けました。

関係各位にはご心配、ご迷惑をおかけすることとなり、また、消費者の皆様には不適正な表示のシジミをお届けする結果となり、まことに申し訳なくお詫び申し上げます。

本件は、当社成田支社が、昨年6月から本年3月の間に、成田地方卸売市場において、不適正な原産地表示のなされたシジミ約79トン販売していたという事案であり、市場卸売業者としてまことに不適切な行為であったことと深く反省し、今回の指示を真摯に受け止めるとともに、必要な措置を速やかに講じて、今後かかる事態を引き起こさないよう十分に注意してゆく所存であります。

以下に、本件に関する事実関係を簡略に記し、お知らせとさせていただきます。

1. 本件事案のシジミについて

当社が取り扱ったシジミは、有限会社ミソヤ水産が生産したものであり、茨城県産と韓国産のシジミを混合したものであります。

2. 指摘を受けた表示について

当社成田支社の担当者において、原産地の異なるシジミを混合した場合、最も比率の多い原産地を表示すべきものと勘違いし、茨城県産のシジミが多かった場合には「茨城県産」などとして約62トン、韓国産のシジミが多かった場合には「韓国産」として約17トンの販売を行なったものであります。

3. あるべき表示

JAS法の定めによれば、このような場合、混合比率の多い順にすべての原産地を表示すべきであり、次のような表示がなされるべきでした。

茨城県産が多かった場合 シジミ（茨城県産、韓国産）など
韓国産が多かった場合 シジミ（韓国産、茨城県産）など

以上